

# 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団

## 第1回評議員会議事録

- 1 日 時 平成26年6月27日(木) 午後3時～午後3時50分
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス 5階竹の間(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 評議員現在数及び充足数  
現在数13名、定足数7名
- 4 出席者 8名  
(本人出席) 浅井 重樹、若松 元知、八幡 博繁、石田 裕子、山田 雄司  
尾中 法、水谷 行信、加藤 紳一郎  
(欠 席) 秦 智宏、加藤 明宏、石川 新太郎、浅井 春代、池田 正順  
(監事出席) 河本 力、安井 信久
- 5 その他出席者  
(理 事) 伊藤 聡、齋藤 善郎  
(事務局員) 村松 孝太郎、長屋 加代子

### 6 議案

- (1) 第1号議案 平成25年度 財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書及び収支計算書について
- (2) 第2号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 運営規則の改正について
- (3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 資産運用規定の改正について
- (4) 第3号議案 その他

### 7 議事の進行等

#### (1) 議事の進行

冒頭に進行役の村松事務局長が評議員会の招集は平成26年4月より公益財団法人に移行したため、理事会の決議に基づき理事長が召集をする旨の説明があり、さる6月5日開催の理事会において決議されたことの報告があった。

定款第24条の規定に基づき、出席評議員の互選により山田雄司評議員を議長に選出し、議長が本会議の成立を宣言した。

#### (2) 定足数の確認

現在評議員数13名中8名の出席があり、定款第25条の規定により、評議員会は有効に成立していることを確認した。(評議員現在数13名のうち定足数7名、午後3時現在出席者8名 欠席者5名 合計13名)

#### (3) 議事録署名人の選出

議長が、定款第26条の規定により議事録署名人を選出したい旨述べたところ、議事録署名人に若松元知、八幡博繁の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

### 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議

- (1) 第1号議案 平成25年度 財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書及び収支計算書について  
議長は事務局に説明を求めた。

事務局長が平成25年度財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書について資料に基づき説明をした。続いて、収支計算書について資料に基づき詳細な説明した。

続いて、議長の求めに応じて河本監事より平成26年5月12日に安井監事と理事長、事務局同席のもと監査を行った結果、問題なく適正であったと報告された。

質問、意見を求めたが、特段なにもなく議長が賛否を求めたところ、原案のとおり出席評議員全員の挙手により承認された。

(2) 第2号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 運営規則の改正について

議長が伊藤理事長に説明を求めた。

(伊藤理事長)

運営規則で幼稚園等がこの財団から退会する時の規定は現在第26条で教職員等のために拠出されたものとして計算した負担金額に相当する額（以下「交付金」という）を当該設置者に交付する。とあります。実際問題辞退があつたわけではありませんが、退職した場合に給付する退職手当資金の100分の70に相当する額を当該設置者に交付すると改正したい考えております。改正の理由として現在の運営規則では、学校法人等に現に勤務する教職員のデータを持ち続けなくてはならず、又、証拠能力の点から標準給与月額変更届書も保管しなければならない。毎年10月に標準給与月額変更届書を提出して頂きますが、昔からずっと事務局で保管しており、そのデータも持ち続けています。事務的に非常に煩雑です。県の補助率と設置者の負担金率の合計で1000分の79.6で、それに対する県の補助金の割合が23.5%であるということで、県の補助金を返還することにならないということで7割としました。こうすることによって事務局で保管する資料が大幅に軽減されます。あとは過去5年間のデータがあれば退職手当資金の計算ができるのでこの様な方法をとりたいと思ひ提案します。

議長は、質問、意見を求めた。

特段何もなかつたので、議長は賛否を求めたところ原案のとおり出席評議員全員の挙手により承認された。

(3) 第3号議案 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団 資産運用規定の改正について

議長が伊藤理事長に説明を求めた。

(伊藤理事長)

当財団は資産運用規定を作成し、資産運用委員を選任し、3ヶ月に一度資産運用委員会を開催し、資産運用規定に則り、債権の購入、売却を行なっています。まず、第5条の金融債権ですが、当初作成したときの金融商品と現在の金融商品との間に相違ができてきていることを加味いたしまして、又、今後いろいろな商品が出てくる場合に現在の規定どおりでは対応できないこともあり得るということで、第5条の(1)にありますように改正し(4)としてその他理事会において承認を得たものと入れることによって新しいものが出て適当なものがあれば購入するという形をとりたいと思っています。もう一つは損失の処理等第11条です。現在第5条に関する有価証券を購入する場合2箇所以上からA格以上の格付を持ったものしか買えません。そのため格付2箇所以上のA格部分が1箇所になり片方がBBBになった場合は、直ちに資産運用委員会を開催し直ちに対応を検討し、その対応策について評議員会、理事会の承認を得るものとなっております。2箇所以上のA格というのは購入するときは厳しくしておいたほうがいいのですが、金融情勢の変更によって急激に経済情勢が悪化した場合には一時的に大手銀行等でもBBBになることは十分に考えられます。投資基準はBBBまで運用可能であるが、それを下回ったとき運用不適格に近いということになり、格付の見直し等により投資規格の基準がBBBを下回った場合には、資産運用委員会を開催し、評議員会、理事会の承認を得るというように改正したいと思っています。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長は、質問、意見を求めた。

特段何もなかつたので、議長は賛否を求めたところ原案のとおり出席評議員全員の挙手により承認された。

(4) 第4号議案 その他

特になし。

## 9 その他

理事長より退職金要支給額に対する支払資金の割合の資料について説明があった。

平成13年に給付乗率の改正、掛金の見直しをし、毎年2ポイント位ずつ改善され要約7割になりました。10年か15年後には100%に近くなるような状況を作っていきたいと思っています。これが現状だということをご理解ください。

もう一点、私立幼稚園等の退職金に係る経費の流れという表があります。これは、一番上が現行の幼稚園の流れです。学校法人の運営をする保育所については都道府県からの団体補助がありません。各園の負担金と県の補助金部分を上乘せし徴収しているのが現状です。今後、こども子育ての新制度によって施設給付の幼稚園、認定こども園が多くなったときに補助金がどのような形で出のか、はっきりした形を示してほしいと文化省に要求をしました。それに対する回答がこの表になります。ただし、決定ではありません。現在は退職財団の適用範囲が私学共済に加入しているものとなっていますが、今後は私学共済に加入していなくても学校法人が運用するものならというように適用範囲を広げなくてはいけないと考えます。

以上をもって議案の審議を終了し、議長が本会議の閉会を宣言した。

以上の議事を明確にするために、次に、記名押印する。

平成26年 6月27日

議 長 山田 雄司 印

議事録署名人 若松 元知 印

議事録署名人 八幡 博繁 印